

旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場跡地における 土壌汚染対策工事の完了について

市民環境部

内箕輪地先の旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場跡地については、平成29年12月に土壌汚染対策法に基づく要措置区域等に指定され、平成30年6月から土地所有者である（株）東芝により土壌汚染対策工事が実施されていたが、このたび当該工事が令和2年1月6日をもって終了し、工事終了報告書が同24日に千葉県へ提出されたため報告する。

1 実施した工事の概要

(1) 建屋解体工事

土壌汚染対策工事实施のため、既存施設を解体して更地にした。

(2) 汚染土壌除去工事

既存施設の下に残存していた汚染土壌を掘削除去し、山砂により埋め戻した。

- ・掘削量約10,600トン（約7,800立方メートル）

(3) 埋設廃棄物除去工事

敷地内の廃棄物捨て場に残存していた廃棄物を掘削除去し、山砂により埋め戻した。

- ・掘削量約7,900トン（約5,800立方メートル）

(4) 汚染地下水拡散防止工事

敷地内の汚染地下水が敷地外へ拡散しないよう、汚染地下水を汲み上げ、水処理施設にて無害化処理を開始した。

- ・敷地内に揚水井戸を12本、観測井戸を22本及び水処理施設を設置。

2 今後について

土壌汚染対策法に基づき、当該対策工事の効果について、令和2年2月からモニタリングを行い検証していく。

検証結果を踏まえ、今後とも、県、市、事業者の三者で対応について決定していく。

旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場・土壌汚染対策工事前



旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場・土壌汚染対策工事後

